

学校法人光華学園役員及び評議員報酬規程

平成 6 年 4 月 1 日 制定
改正 令和元年 10 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日
令和 7 年 4 月 1 日
令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人光華学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員（ただし、法人の教職員の身分を有する者を除く。以下、同じ。）の報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 常勤役員の報酬年額は、次のとおりとする。なお、理事長の適用号俸は理事会が決定する。学長の適用号俸は理事長が決定し、理事会へ報告するものとする。

1	理事長	15,000,000 円～20,000,000 円
2	学長	13,000,000 円～15,000,000 円
3	常任理事	8,000,000 円～13,000,000 円
4	監事	3,600,000 円～7,200,000 円

2 非常勤役員の報酬年額は、次のとおりとする。

1	常任理事	600,000 円～1,000,000 円の範囲において理事長が決定する
2	理事	150,000 円
3	監事	600,000 円～1,000,000 円の範囲において理事長が決定する

3 前第 1 項、2 項にかかわらず、理事長は役員の勤務日数や職務内容を勘案し、この報酬額を減ずることができるものとする。

4 学長を除く本務教員、本務職員が役員を兼務する場合は、役員報酬（次条の役員期末手当、第 4 条の役員通勤手当を含む）は無報酬とし、光華学園給与規程（以下「給与規程」という。）のみによるものとする。

5 評議員は会議 1 日につき 15,000 円を支給する。ただし、本務教員、本務職員が兼務する場合は無報酬とする。

(期末手当)

第 3 条 常勤役員に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、報酬月額に給与規程第 24 条に規定する支給率を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 4 条 常勤役員の通勤手当については、給与規程第 18 条を適用する。また非常勤役員及び評議員については原則として実費支給とする。

(報酬等の支給)

第 5 条 報酬の支給について、常勤役員には毎月 15 日、非常勤役員には年 2 回（6 月 30 日及び 12 月 10 日）支給する。ただし、その日が休日及び土曜日にあたるときは、その前日とする。

2 常勤役員の期末手当の支給について、年 2 回（6 月 30 日及び 12 月 10 日）支給する。ただし、その日が休日及び土曜日にあたるときは、その前日とする。

3 月の中途において就任又は退任した場合は、全額支給する。

4 通勤手当の支給について、常勤役員は給与規程第 18 条を適用する。また非常勤役員並びに評議

員については、会議等の終了後速やかに支給する。

5 その他、この規程に定めのないことについては給与規程を準用する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において審議・決定する。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。